

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



春日井市は7月3日から「まん延防止等重点措置」区域外に

愛知県からの要請内容 (春日井市の場合)

6月21日～7月2日 (「まん延防止等重点措置」)

営業時間の短縮	午後8時まで
酒類の提供	午後7時まで
カラオケ設備	自粛
交付額	1日あたり3万円～

7月3日～7月11日 (「まん延防止等重点措置」区域外)

営業時間の短縮	午後9時まで
酒類の提供	提供可
カラオケ設備	自粛
交付額	1日あたり2.5万円～

県からの要請内容も変わっています 協力金申請の際は注意しましょう

愛知県内全域に出されていた「緊急事態措置」は6月20日(日)で終わり、6月21日から「まん延防止等重点措置」に切り替わりました。春日井市は7月3日(土)からは「まん延防止等重点措置」の措置区域から外れています。

4月20日に「まん延防止等重点措置」が始まって以来、県からの要請内容はめまぐるしく変わっており、飲食業の会員からは「訳がわからない」との声も上がっています。

7月2日までと7月3日以降とでは左図の通り要請内容が変わっていますので、営業方法に注意しましょう。

6月1日～20日分の申請が始まりました
これまでに協力金の支給を受けた方は申告書の提出を省略できます

当初、第四次分(4月20日～5月31日実施分)以降の協力金の申請で、確定申告書及び青色決算書・収支内訳書の写しと売上帳等の帳簿の写しの提出が必要となっていました。

しかし、民商が愛商連を通して愛知県と交渉し、これまでに県の協力金(12月18日～1月11日実施分以降)を申請し支給を受けた方で、下限額での申請となる場合は省略できるよう是正させました。

第五次分(6月1日～6月20日実施分)の申請がはじまっています。ご不明な点があれば事務所までお尋ねください。

7月12日以降はどうか？

7月12日以降の「まん延防止等重点措置」の取り扱いについては、現時点では「慎重に分析し、判断する」(7月5日、大村知事)とのことで、措置が続くかどうかははっきりしていません。

ただし、愛知県の新型コロナ感染者は、減少はしているものの、ワクチン接種率は未だ低い状況です。新しい情報が入り次第、『民商だより』でも掲載します。

愛知県感染防止対策協力金について

- ★4月20日～5月31日分
申請〆切…7月31日(土) **申請受付中**
- ★6月1日～6月20日分
申請〆切…8月20日(金) **申請受付中**
- ★6月21日～7月11日分
申請期間…未定

つなごうマルシェが開催されました



7月4日(日)、労働会館にて婦人部主催の「いりゃあせ！ いこまい！ つなごうマルシェ」が開催され、春日井民商からは13名が参加しました。

西支部の北原さんはじめ多くの出店者があり、「次回も参加したい」との声も。全体の参加者は76名で、活気溢れるマルシェでした。(福原満江)

小豆島のそうめん
好評発売中！
1.8kg 2,200円



残りわずかに